

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年4月12日
【計算期間】	第7期中（自 2021年7月13日 至 2022年1月12日）
【ファンド名】	スカイオーシャン・コアラップ（安定型） スカイオーシャン・コアラップ（成長型）
【発行者名】	スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 聡
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	小林 克也
【連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号
【電話番号】	045-225-2080
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は、2022年1月31日現在の状況について記載してあります。

【スカイオーシャン・コアラップ（安定型）】**（1）【投資状況】**

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	5,903,199,718	93.60
	ルクセンブルク	68,967,317	1.09
	小計	5,972,167,035	94.70
投資証券	ルクセンブルク	205,559,568	3.26
	ケイマン	74,672,814	1.18
	小計	280,232,382	4.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	54,101,190	0.86
合計(純資産総額)		6,306,500,607	100.00

（注1）国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

（注2）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2016年 7月11日）	9,207,814,058	9,207,814,058	9,066	9,066
第2期計算期間末（2017年 7月10日）	13,166,735,710	13,166,735,710	9,427	9,427
第3期計算期間末（2018年 7月10日）	12,998,912,950	12,998,912,950	9,531	9,531
第4期計算期間末（2019年 7月10日）	10,473,025,030	10,473,025,030	9,603	9,603
第5期計算期間末（2020年 7月10日）	8,254,781,636	8,254,781,636	9,517	9,517
第6期計算期間末（2021年 7月12日）	6,848,603,418	6,848,603,418	10,461	10,461
2021年 1月末日	7,508,332,760	—	10,015	—
2月末日	7,433,967,598	—	10,158	—
3月末日	7,400,864,338	—	10,260	—
4月末日	7,118,716,325	—	10,345	—
5月末日	7,029,484,511	—	10,452	—
6月末日	6,913,731,692	—	10,492	—
7月末日	6,811,954,942	—	10,525	—
8月末日	6,741,820,557	—	10,563	—
9月末日	6,626,236,508	—	10,523	—
10月末日	6,618,979,919	—	10,621	—
11月末日	6,476,362,870	—	10,526	—
12月末日	6,526,990,770	—	10,686	—
2022年 1月末日	6,306,500,607	—	10,381	—

②【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2015年 5月26日～2016年 7月11日	0
第2期計算期間	2016年 7月12日～2017年 7月10日	0
第3期計算期間	2017年 7月11日～2018年 7月10日	0
第4期計算期間	2018年 7月11日～2019年 7月10日	0
第5期計算期間	2019年 7月11日～2020年 7月10日	0
第6期計算期間	2020年 7月11日～2021年 7月12日	0

③【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2015年 5月26日～2016年 7月11日	△9.3
第2期計算期間	2016年 7月12日～2017年 7月10日	4.0
第3期計算期間	2017年 7月11日～2018年 7月10日	1.1
第4期計算期間	2018年 7月11日～2019年 7月10日	0.8
第5期計算期間	2019年 7月11日～2020年 7月10日	△0.9
第6期計算期間	2020年 7月11日～2021年 7月12日	9.9
第7期中間計算期間	2021年 7月13日～2022年 1月12日	1.4

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付) から前計算期間末の基準価額(分配落) を控除した額を前計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

【スカイオーシャン・コアラップ（成長型）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	6,629,005,628	93.23
	ルクセンブルク	120,462,173	1.69
	小計	6,749,467,801	94.92
投資証券	ルクセンブルク	244,421,343	3.44
	ケイマン	56,195,893	0.79
	小計	300,617,236	4.23
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	60,349,959	0.85
合計（純資産総額）		7,110,434,996	100.00

（注1）国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

（注2）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2016年 7月11日）	12,372,146,238	12,372,146,238	8,554	8,554
第2期計算期間末（2017年 7月10日）	15,111,783,740	15,111,783,740	9,341	9,341
第3期計算期間末（2018年 7月10日）	13,683,638,578	13,683,638,578	9,528	9,528
第4期計算期間末（2019年 7月10日）	12,254,594,724	12,254,594,724	9,622	9,622
第5期計算期間末（2020年 7月10日）	9,874,036,489	9,874,036,489	9,572	9,572
第6期計算期間末（2021年 7月12日）	8,057,447,637	8,057,447,637	10,936	10,936
2021年 1月末日	9,047,050,971	—	10,273	—
2月末日	8,880,051,986	—	10,522	—
3月末日	8,646,031,592	—	10,678	—
4月末日	8,414,749,352	—	10,785	—
5月末日	8,337,222,461	—	10,933	—
6月末日	8,175,199,737	—	10,987	—
7月末日	8,037,283,600	—	11,015	—
8月末日	7,949,713,686	—	11,067	—
9月末日	7,710,290,987	—	11,048	—
10月末日	7,690,429,233	—	11,210	—
11月末日	7,422,279,836	—	11,072	—
12月末日	7,431,993,374	—	11,295	—
2022年 1月末日	7,110,434,996	—	10,887	—

②【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2015年 5月26日～2016年 7月11日	0
第2期計算期間	2016年 7月12日～2017年 7月10日	0
第3期計算期間	2017年 7月11日～2018年 7月10日	0
第4期計算期間	2018年 7月11日～2019年 7月10日	0
第5期計算期間	2019年 7月11日～2020年 7月10日	0
第6期計算期間	2020年 7月11日～2021年 7月12日	0

③【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2015年 5月26日～2016年 7月11日	△14.5
第2期計算期間	2016年 7月12日～2017年 7月10日	9.2
第3期計算期間	2017年 7月11日～2018年 7月10日	2.0
第4期計算期間	2018年 7月11日～2019年 7月10日	1.0
第5期計算期間	2019年 7月11日～2020年 7月10日	△0.5
第6期計算期間	2020年 7月11日～2021年 7月12日	14.2
第7期中間計算期間	2021年 7月13日～2022年 1月12日	2.4

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付) から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

2【設定及び解約の実績】

【スカイオーシャン・コアラップ（安定型）】

	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2015年 5月26日～2016年 7月11日	12,074,094,086	1,917,141,104	10,156,952,982
第2期計算期間	2016年 7月12日～2017年 7月10日	7,392,135,251	3,581,831,422	13,967,256,811
第3期計算期間	2017年 7月11日～2018年 7月10日	4,125,601,422	4,453,840,514	13,639,017,719
第4期計算期間	2018年 7月11日～2019年 7月10日	568,913,256	3,301,461,777	10,906,469,198
第5期計算期間	2019年 7月11日～2020年 7月10日	236,171,816	2,468,606,489	8,674,034,525
第6期計算期間	2020年 7月11日～2021年 7月12日	136,338,056	2,263,873,049	6,546,499,532
第7期中間計算期間	2021年 7月13日～2022年 1月12日	103,880,748	541,240,692	6,109,139,588

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はございません。

【スカイオーシャン・コアラップ（成長型）】

	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2015年 5月26日～2016年 7月11日	17,530,701,453	3,066,853,252	14,463,848,201
第2期計算期間	2016年 7月12日～2017年 7月10日	6,685,628,350	4,970,968,016	16,178,508,535
第3期計算期間	2017年 7月11日～2018年 7月10日	3,922,459,779	5,738,813,405	14,362,154,909
第4期計算期間	2018年 7月11日～2019年 7月10日	1,176,860,729	2,802,800,623	12,736,215,015
第5期計算期間	2019年 7月11日～2020年 7月10日	412,649,586	2,832,805,909	10,316,058,692
第6期計算期間	2020年 7月11日～2021年 7月12日	200,946,253	3,148,881,480	7,368,123,465
第7期中間計算期間	2021年 7月13日～2022年 1月12日	90,077,550	892,952,600	6,565,248,415

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はございません。

3 【ファンドの経理状況】

【スカイオーシャン・コアラップ（安定型）】

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに、同規則第38条の3及び第57条の2の規定に基づき、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）により作成しております。
- (2)中間財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間（自2021年7月13日 至2022年1月12日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 (2021年 7月12日現在)	第7期中間計算期間 (2022年 1月12日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	615,343	477,166
コール・ローン	155,552,683	116,140,655
投資信託受益証券	6,528,581,011	6,122,139,547
投資証券	231,515,595	285,819,995
流動資産合計	6,916,264,632	6,524,577,363
資産合計	6,916,264,632	6,524,577,363
負債の部		
流動負債		
未払解約金	16,976,044	604,827
未払受託者報酬	2,003,361	1,842,947
未払委託者報酬	48,481,109	44,599,253
未払利息	426	318
その他未払費用	200,274	184,239
流動負債合計	67,661,214	47,231,584
負債合計	67,661,214	47,231,584
純資産の部		
元本等		
元本	6,546,499,532	6,109,139,588
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	302,103,886	368,206,191
（分配準備積立金）	582,794,973	534,954,537
元本等合計	6,848,603,418	6,477,345,779
純資産合計	6,848,603,418	6,477,345,779
負債純資産合計	6,916,264,632	6,524,577,363

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期中間計算期間 自 2020年 7月11日 至 2021年 1月10日	第7期中間計算期間 自 2021年 7月13日 至 2022年 1月12日
営業収益		
受取利息	6	4
有価証券売買等損益	461,662,465	137,677,529
営業収益合計	461,662,471	137,677,533
営業費用		
支払利息	50,804	41,636
受託者報酬	2,236,964	1,842,947
委託者報酬	54,134,438	44,599,253
その他費用	223,629	184,239
営業費用合計	56,645,835	46,668,075
営業利益又は営業損失（△）	405,016,636	91,009,458
経常利益又は経常損失（△）	405,016,636	91,009,458
中間純利益又は中間純損失（△）	405,016,636	91,009,458
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	26,103,502	5,905,635
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△419,252,889	302,103,886
剰余金増加額又は欠損金減少額	49,884,530	6,013,886
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	49,884,530	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	6,013,886
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,194,885	25,015,404
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	25,015,404
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,194,885	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	7,349,890	368,206,191

（３）【中間注記表】**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

1.有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場（最終相場がないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。
2.その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年7月11日から翌年7月10日までとなっておりますが、前計算期間末日が休業日のため、第7期中間計算期間は2021年 7月13日から2022年 1月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

	第6期 (2021年 7月12日現在)	第7期中間計算期間 (2022年 1月12日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	6,546,499,532口	6,109,139,588口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0461円 (1万口当たり純資産額) (10,461円)	1口当たり純資産額 1.0603円 (1万口当たり純資産額) (10,603円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）**金融商品の時価等に関する事項**

	第7期中間計算期間 (2022年 1月12日現在)
1.中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額ははありません。
2.時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第6期 自 2020年 7月11日 至 2021年 7月12日	第7期中間計算期間 自 2021年 7月13日 至 2022年 1月12日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	8,674,034,525円	6,546,499,532円
期中追加設定元本額	136,338,056円	103,880,748円
期中一部解約元本額	2,263,873,049円	541,240,692円

【スカイオーシャン・コアラップ（成長型）】

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに、同規則第38条の3及び第57条の2の規定に基づき、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）により作成しております。
- (2)中間財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間（自2021年7月13日 至2022年1月12日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 (2021年 7月12日現在)	第7期中間計算期間 (2022年 1月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	182,314,227	114,775,170
投資信託受益証券	7,713,304,917	6,987,688,043
投資証券	237,495,128	311,290,105
未収入金	46,000,000	-
流動資産合計	8,179,114,272	7,413,753,318
資産合計	8,179,114,272	7,413,753,318
負債の部		
流動負債		
未払解約金	61,545,778	7,170,599
未払受託者報酬	2,376,304	2,141,480
未払委託者報酬	57,506,482	51,823,793
未払利息	499	314
その他未払費用	237,572	214,093
流動負債合計	121,666,635	61,350,279
負債合計	121,666,635	61,350,279
純資産の部		
元本等		
元本	7,368,123,465	6,565,248,415
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	689,324,172	787,154,624
（分配準備積立金）	994,720,824	874,937,823
元本等合計	8,057,447,637	7,352,403,039
純資産合計	8,057,447,637	7,352,403,039
負債純資産合計	8,179,114,272	7,413,753,318

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期中間計算期間 自 2020年 7月11日 至 2021年 1月10日	第7期中間計算期間 自 2021年 7月13日 至 2022年 1月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	737,941,299	242,804,735
営業収益合計	737,941,299	242,804,735
営業費用		
支払利息	58,546	48,293
受託者報酬	2,707,038	2,141,480
委託者報酬	65,510,330	51,823,793
その他費用	270,643	214,093
営業費用合計	68,546,557	54,227,659
営業利益又は営業損失（△）	669,394,742	188,577,076
経常利益又は経常損失（△）	669,394,742	188,577,076
中間純利益又は中間純損失（△）	669,394,742	188,577,076
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	44,656,900	17,097,429
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△442,022,203	689,324,172
剰余金増加額又は欠損金減少額	51,804,846	9,964,598
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	51,804,846	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	9,964,598
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,643,360	83,613,793
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	83,613,793
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,643,360	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	232,877,125	787,154,624

（３）【中間注記表】**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

1.有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場（最終相場がないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。
2.その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年7月11日から翌年7月10日までとなっておりますが、前計算期間末日が休業日のため、第7期中間計算期間は2021年 7月13日から2022年 1月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

	第6期 (2021年 7月12日現在)	第7期中間計算期間 (2022年 1月12日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	7,368,123,465口	6,565,248,415口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0936円 (1万口当たり純資産額) (10,936円)	1口当たり純資産額 1.1199円 (1万口当たり純資産額) (11,199円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）**金融商品の時価等に関する事項**

	第7期中間計算期間 (2022年 1月12日現在)
1.中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額ははありません。
2.時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第6期 自 2020年 7月11日 至 2021年 7月12日	第7期中間計算期間 自 2021年 7月13日 至 2022年 1月12日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	10,316,058,692円	7,368,123,465円
期中追加設定元本額	200,946,253円	90,077,550円
期中一部解約元本額	3,148,881,480円	892,952,600円

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2022年1月31日現在の資本金の額	3億円
発行可能株式総数	100,000株
発行済株式総数	60,000株

（２）【事業の内容及び営業の状況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

2022年1月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次のとおりです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	14	121,102
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	14	121,102

（３）【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2022年4月12日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

5【委託会社等の経理状況】

- (1)委託会社であるスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに、同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。
- (2)財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3)委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度（自2020年4月1日至2021年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期事業年度に係る中間会計期間（自2021年4月1日至2021年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		前事業年度 (2020年 3月31日現在)		当事業年度 (2021年 3月31日現在)	
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
預金	※ 2		201,931		358,791
前払費用			28		28
未収委託者報酬			326,986		336,034
流動資産計			528,946		694,855
固定資産					
有形固定資産			677		6,098
建物	※ 1	657		607	
器具備品	※ 1	19		5,491	
無形固定資産			3,961		3,535
ソフトウェア		3,961		3,535	
固定資産計			4,638		9,634
資産合計			533,585		704,489
(負債の部)					
流動負債					
預り金			773		581
未払金			203,972		211,540
未払手数料	※ 2	172,076		179,493	
未払委託調査費		27,420		27,152	
その他未払金		4,476		4,894	
未払費用			—		519
未払法人税等			3,897		2,425
未払消費税等			10,844		10,718
流動負債計			219,487		225,785
負債合計			219,487		225,785
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			300,000		300,000
資本剰余金			300,000		300,000
資本準備金		300,000		300,000	
利益剰余金			△ 285,902		△ 121,295
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△ 285,902		△ 121,295	
株主資本計			314,097		478,704
純資産合計			314,097		478,704
負債・純資産合計			533,585		704,489

（２）【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)		当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)	
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		916,004		1,023,023	
営業収益計			916,004		1,023,023
営業費用					
支払手数料	※ 1		473,603		543,612
広告宣伝費			3,718		1,792
調査費			122,018		119,928
調査費		3,972		3,954	
委託調査費	※ 1	118,045		115,974	
委託計算費			46,625		47,931
営業雑経費			32,966		33,408
通信費		424		319	
印刷費		31,347		31,738	
諸会費		1,195		1,350	
営業費用計			678,932		746,674
一般管理費					
給料			83,191		78,405
役員報酬		30,972		27,168	
給料・手当		52,219		51,237	
法定福利費			3,470		3,818
福利厚生費			45		87
交際費			927		81
会議費			20		1
旅費交通費			5,207		3,320
租税公課			6,048		6,600
不動産賃借料			10,145		10,285
固定資産減価償却費			1,183		1,684
消耗品費			693		811
支払報酬料			5,194		5,071
支払手数料			169		153
諸経費			1,799		1,116
一般管理費計			118,096		111,437
営業利益			118,975		164,911
営業外費用					
雑損失		—		0	
営業外費用計			—		0
経常利益			118,975		164,911
特別損失					
固定資産除却損	※ 2	45		—	
特別損失計			45		—
税引前当期純利益			118,930		164,911
法人税、住民税及び事業税			304		304
当期純利益			118,626		164,606

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2019年4月1日至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金		
				繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	300,000	300,000	300,000	△404,528	△404,528	195,471	195,471
当期変動額							
当期純利益				118,626	118,626	118,626	118,626
当期変動額合計	—	—	—	118,626	118,626	118,626	118,626
当期末残高	300,000	300,000	300,000	△285,902	△285,902	314,097	314,097

当事業年度（自2020年4月1日至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金		
				繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	300,000	300,000	300,000	△285,902	△285,902	314,097	314,097
当期変動額							
当期純利益				164,606	164,606	164,606	164,606
当期変動額合計	—	—	—	164,606	164,606	164,606	164,606
当期末残高	300,000	300,000	300,000	△121,295	△121,295	478,704	478,704

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	18年
器具備品	4～6年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首より適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年 3月31日現在)	当事業年度 (2021年 3月31日現在)
建物	232千円	282千円
器具備品	7,310千円	8,019千円
計	7,542千円	8,302千円

※ 2. 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2020年 3月31日現在)	当事業年度 (2021年 3月31日現在)
預金	53,378千円	222,909千円
未払手数料	78,961千円	77,057千円

（注）預金、未払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。

（損益計算書関係）

※ 1. 関係会社に係る注記

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
支払手数料	206,131千円	221,145千円
委託調査費	74,799千円	61,122千円

（注1）支払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。

（注2）委託調査費は、その他の関係会社である三井住友信託銀行株式会社との取引により発生した金額を記載しております。

※ 2. 固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
器具備品	45千円	—
計	45千円	—

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	60,000株	—	—	60,000株

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	60,000株	—	—	60,000株

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である信託財産を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託財産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

営業債務である未払金に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金については、主に当社が受け取った報酬の内から支払われるものであり、リスクに晒されることは無いと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関して、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて、格付け等を考慮した上で決定しております。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社が保有する営業債権・債務は、短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

③流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。支払状況などを随時確認し、運転資金の状況を把握することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	201,931	201,931	—
(2) 未収委託者報酬	326,986	326,986	—
資産計	528,917	528,917	—
(1) 未払金	203,972	203,972	—
負債計	203,972	203,972	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	201,931	—
未収委託者報酬	326,986	—
合計	528,917	—

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である信託財産を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託財産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

営業債務である未払金に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金については、主に当社が受け取った報酬の内から支払われるものであり、リスクに晒されることは無いと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関して、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて、格付け等を考慮した上で決定しております。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社が保有する営業債権・債務は、短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

③流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。支払状況などを随時確認し、運転資金の状況を把握することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	358,791	358,791	—
(2) 未収委託者報酬	336,034	336,034	—
資産計	694,826	694,826	—
(1) 未払金	211,540	211,540	—
負債計	211,540	211,540	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	358,791	—
未収委託者報酬	336,034	—
合計	694,826	—

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日現在)	当事業年度 (2021年 3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	1,079	637
繰延資産償却超過額	119	68
税務上の繰越欠損金（注2）	83,406	34,344
その他	90	86
繰延税金資産小計	84,696	35,137
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△83,406	△34,344
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,289	△792
評価性引当額小計（注1）	△84,696	△35,137
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産(負債)の純額	—	—

（注）1. 評価性引当額が49,559千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2020年 3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	7,742	75,663	83,406
評価性引当額	-	-	-	-	△7,742	△75,663	△83,406
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（a）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2021年 3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	-	-	-	-	-	34,344	34,344
評価性引当額	-	-	-	-	-	△34,344	△34,344
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日現在)	当事業年度 (2021年 3月31日現在)
実効税率	30.04%	30.04%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.15%	0.01%
住民税均等割	0.25%	0.18%
評価性引当額の増減	△30.19%	△30.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.25%	0.18%

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）その他の関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 横浜銀行	神奈川県 横浜市	2,156	銀行業	直接34%	当社投資信託の募 集の取扱及び投資 信託に係る事務代 行の委託等	投資信託に係る 事務代行手数料 の支払	206,131	未払 手数料	78,961
その他の 関係会社	三井住友 信託銀行 株式会社	東京都 千代田区	3,420	信託業 及び 銀行業	直接21%	投資の助言	投資助言料の 支払	74,799	未払委託 調査費	5,713
主要株主 の子会社	株式会社 きらぼし 銀行	東京都 港区	437	銀行業	—	当社投資信託の募 集の取扱及び投資 信託に係る事務代 行の委託等	投資信託に係る 事務代行手数料 の支払	132,942	未払 手数料	34,419

1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。
- ② 投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

2. 親会社に関する注記

前事業年度（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）その他の関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 横浜銀行	神奈川県 横浜市	2,156	銀行業	直接34%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	221,145	未払手数料	77,057
その他の 関係会社	三井住友 信託銀行 株式会社	東京都 千代田区	3,420	信託業 及び 銀行業	直接21%	投資の助言	投資助言料の支払	61,122	未払委託 調査費	5,253
主要株主	株式会社 群馬銀行	群馬県 前橋市	486	銀行業	直接15%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	96,784	未払 手数料	38,652
主要株主 の子会社	株式会社 きらぼし 銀行	東京都 港区	437	銀行業	—	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	136,006	未払 手数料	26,597

1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。
- ② 投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

2. 親会社に関する注記

当事業年度（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）		当事業年度 （自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）	
1株当たり純資産額 5,234.96 円		1株当たり純資産額 7,978.40円	
1株当たり当期純利益金額 1,977.10 円		1株当たり当期純利益金額 2,743.45円	
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。		（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
当期純利益（千円）	118,626	当期純利益（千円）	164,606
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	118,626	普通株式に係る当期純利益（千円）	164,606
普通株式の期中平均株式数（株）	60,000	普通株式の期中平均株式数（株）	60,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

期別		第8期中間会計期間末 (2021年 9月30日現在)	
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
預金			431,883
前払費用			174
未収委託者報酬			340,157
流動資産計			772,214
固定資産			
有形固定資産			4,577
建物	※ 1	582	
器具備品	※ 1	3,994	
無形固定資産			3,259
ソフトウェア		3,259	
固定資産計			7,836
資産合計			780,051
(負債の部)			
流動負債			
預り金			360
未払金			219,634
未払手数料		185,635	
未払委託調査費		25,661	
その他未払金		8,336	
未払費用			1,398
未払法人税等			3,212
未払消費税等			5,764
流動負債計			230,369
負債合計			230,369
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			300,000
資本剰余金			300,000
資本準備金		300,000	
利益剰余金			△50,318
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		△ 50,318	
純資産合計			549,681
負債・純資産合計			780,051

(2) 中間損益計算書

期別		第8期中間会計期間 (自 2021年 4月 1日 至 2021年 9月30日)	
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
委託者報酬		496,423	
営業収益計			496,423
営業費用			
支払手数料		268,763	
広告宣伝費		1,005	
調査費		54,136	
調査費		2,007	
委託調査費		52,129	
委託計算費		23,301	
営業雑経費		20,495	
通信費		137	
印刷費		19,694	
諸会費		663	
営業費用計			367,702
一般管理費			
給料		40,571	
役員報酬		13,584	
給料・手当		26,987	
法定福利費		1,639	
福利厚生費		55	
保険料		16	
交際費		18	
会議費		3	
旅費交通費		1,885	
租税公課		3,310	
不動産賃借料		5,492	
固定資産減価償却費	※ 1	2,002	
消耗品費		331	
支払報酬料		1,930	
支払手数料		133	
諸経費		202	
一般管理費計			57,591
営業利益			71,129
経常利益			71,129
税引前中間純利益			71,129
法人税、住民税及び事業税			152
中間純利益			70,977

(3) 中間株主資本等変動計算書

第8期中間会計期間（自 2021年 4月 1日 至 2021年 9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	300,000	300,000	300,000	△ 121,295	△ 121,295	478,704	478,704
当中間期変動額							
中間純利益				70,977	70,977	70,977	70,977
当中間期変動額合計	—	—	—	70,977	70,977	70,977	70,977
当中間期末残高	300,000	300,000	300,000	△ 50,318	△ 50,318	549,681	549,681

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 18年

器具備品 4～6年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

注記事項

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額

	第8期中間会計期間末 (2021年 9月30日現在)
建物	307千円
器具備品	9,516千円
計	9,823千円

（中間損益計算書関係）

※ 1. 減価償却実施額

	第8期中間会計期間 (自 2021年 4月 1日 至 2021年 9月30日)
有形固定資産	1,521千円
無形固定資産	480千円
計	2,002千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第8期中間会計期間（自 2021年 4月 1日 至 2021年 9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	60,000株	-	-	60,000株

（リース取引関係）

第8期中間会計期間（自 2021年 4月 1日 至 2021年 9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第8期中間会計期間末（2021年 9月30日現在）

「預金」、「未収委託者報酬」、「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第8期中間会計期間（自 2021年 4月 1日 至 2021年 9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第8期中間会計期間（自 2021年 4月 1日 至 2021年 9月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第8期中間会計期間（自 2021年 4月 1日 至 2021年 9月30日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報**(1)商品及びサービスごとの情報**

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報**①営業収益**

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

（単位：千円）

区分	当中間会計期間 （自 2021年 4月 1日 至 2021年 9月30日）
営業収益	496,423
うち委託者報酬	
公募投資信託から生じるもの	495,865
私募投資信託から生じるもの	558

（1株当たり情報）

第8期中間会計期間 （自 2021年 4月 1日 至 2021年 9月30日）	
1株当たり純資産額	9,161.36 円
1株当たり中間純利益金額	1,182.95 円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
中間純利益（千円）	70,977
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	70,977
普通株式の期中平均株式数（株）	60,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月1日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後 藤 知 弘 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月1日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後 藤 知 弘 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年3月1日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

後

藤

知

弘

印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・コアラップ（安定型）の2021年7月13日から2022年1月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スカイオーシャン・コアラップ（安定型）の2022年1月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年7月13日から2022年1月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年3月1日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

後

藤

知

弘

印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・コアラップ（成長型）の2021年7月13日から2022年1月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スカイオーシャン・コアラップ（成長型）の2022年1月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年7月13日から2022年1月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。